

新しい学習指導要領での



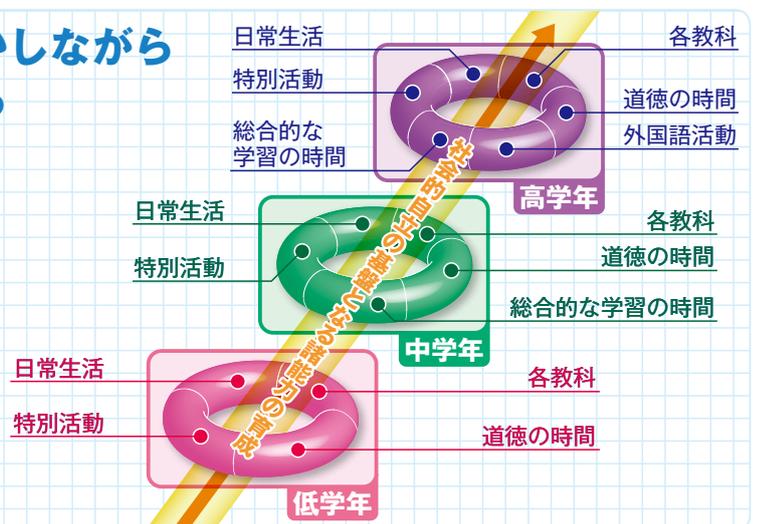
平成20年3月28日、新しい小学校学習指導要領が告示されました。
 小学校では、平成21年度からの移行措置を経て、平成23年度から完全実施されます。
 なお、総則や道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年度から先行実施されます。
 新しい学習指導要領では、これまで以上に小学校におけるキャリア教育の推進が求められています。

学習指導要領新旧対照表 (一部抜粋)

平成20年3月28日改訂	平成10年12月14日改訂
<p>第3章 道徳 第1 目標 道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。 道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、<u>外国語活動</u>、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、<u>道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。</u></p>	<p>第3章 道徳 第1 目標 道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。 道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p>
<p>第5章 総合的な学習の時間 第1 目標 横断的・総合的な学習や<u>探究的な学習を通して</u>、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、<u>学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</u></p>	<p>第1章 総則 第3 総合的な学習の時間の取扱 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。 (1) 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。 (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。 (3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</p>
<p>第6章 特別活動 第1 目標 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、<u>集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。</u></p>	<p>第4章 特別活動 第1 目標 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、<u>集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。</u></p>

※下線部は新しく追加された記述

それぞれの教育活動の特性を生かしながら 系統的なキャリア教育を実践する



学習指導要領改訂までの主な流れ

改訂までの流れ	特に重要な条文・内容など	キーワード
平成17年2月 学習指導要領の見直しに着手 (文部科学大臣からの要請)	I 教育基本法 ※下線部：改正による主な変更箇所 第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 1 (略) 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、 <u>職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</u> 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、 <u>公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</u> 4～5 (略)	●自主・自律の精神 ●職業・生活との関連の重視 ●社会の形成への参画
I 平成18年12月 教育基本法改正	II 学校教育法 第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 2～3 (略) 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。 5～9 (略) 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。	●学校内外の社会的活動の促進 ●職業についての知識と技能・勤労を重んずる態度・進路選択能力
II 平成19年6月 学校教育法改正	III 中央教育審議会答申 （平成20年1月17日）（抜粋） 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項—キャリア教育 近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職・進学を問わず子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化している。このような変化の中で、将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する必要がある。 他方、特に、非正規雇用者が増加するといった雇用環境の変化や「大学全入時代」が到来する中、子どもたちが将来に不安を感じたり、学校での学習に自分の将来との関係で意義が見出せずに、学習意欲が低下し、学習習慣が確立しないといった状況が見られる。さらに、勤労観・職業観の希薄化、フリーター志向の広まり、いわゆるニートと呼ばれる若者の存在が社会問題化している。 今後更に、子どもたちの発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通した組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む必要がある。生活や社会、職業や仕事との関連を重視して、特別活動や総合的な学習の時間をはじめとした各教科等の特質に応じた学習が行われる必要がある。特に、学ぶことや働くこと、生きることを実感させ将来について考えさせる体験活動は重要であり、それが子どもたちが自らの将来について夢やあこがれをもつことにつながる。具体的には、例えば、 ●特別活動における望ましい勤労観・職業観の育成の重視、 ●総合的な学習の時間、社会科、特別活動における、小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導の推進、 などを図る必要がある。	●勤労観・職業観 ●学習意欲の向上・学習習慣の確立 ●体験活動の重視
平成19年11月 中央教育審議会「審議のまとめ」		
III 平成20年1月 中央教育審議会「答申」		
改訂		

POINT 今後10年間の教育改革の方向性とキャリア教育

平成20年7月1日、「教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画は、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間（平成20～24年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するために、政府として初めて策定したものです。この計画でも、キャリア教育の推進が強く求められています。



「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」より

義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。

幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養う。

「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」より

子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。

